

【前期】 学費延納願

沖繩キリスト教学院大学長 殿
沖繩キリスト教短期大学長 殿

下記の内容に同意し、学費を延納させて頂きたく、ご許可くださいますよう保証人連署の上お願い申し上げます。
つきましては、下記「納入計画」のとおり滞りなく納入することをお約束いたします。

- 学費延納時における納入期限は、下記「学費延納願い」に記載された「納入期限」とする。
- 学費の納入が滞り、督促してもなお納付しない者は【学籍異動に関する細則】第9条の規程に基づき除籍とする。
- 学期途中で「休学」「退学」を願い出た場合であっても、学費は全額納めることとする。

提出	20 年 月 日	年度	20 年度 前期		学科名	<input type="checkbox"/> 英語コミュニケーション学科 <input type="checkbox"/> 観光文化学科 <input type="checkbox"/> 英語科 <input type="checkbox"/> 地域こども保育学科
学生	学籍番号	氏名				携帯電話(学生)
	住所 (〒)			携帯電話(保証人)		
保証人	氏名	続柄	印		携帯電話	
	自宅	住所 (〒)			自宅電話	
	職場	名称			電話番号	
延納理由						

		金額	備考
前期学費	前期学費 ①		
	特別奨学金(△) ②		
	減免額(△) ③		
	要納付金 ①-②-③		

納入計画	納入期限	金額 (千円単位)	入金確認	注意事項						
	3月10日 (5万円以上)	延納願提出時・千円未満端数含	円	※千円未満の金額は初回に納入ください。 ※期限最終月の一括払はできません。 ※納入期限の「日付」の変更はできません。 ※納入期限が土日・祝日・学校休業日の場合は、翌日が期限になります。						
	4月20日 (学費1/2以上)		, 000 円							
	5月20日 (残金)		, 000 円							
	合計		円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">振込</td> <td>沖繩銀行 坂田支店 (普)1187032</td> </tr> <tr> <td>琉球銀行 坂田支店 (普)8011</td> </tr> <tr> <td>沖繩海邦銀行 西原支店 (普)64679</td> </tr> <tr> <td>口座名義：(学)沖繩キリスト教学院</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>財務課窓口 9:00~17:00 (土日・祝日・学校休業日除く)</td> </tr> </table>	振込	沖繩銀行 坂田支店 (普)1187032	琉球銀行 坂田支店 (普)8011	沖繩海邦銀行 西原支店 (普)64679	口座名義：(学)沖繩キリスト教学院	現金
振込	沖繩銀行 坂田支店 (普)1187032									
	琉球銀行 坂田支店 (普)8011									
	沖繩海邦銀行 西原支店 (普)64679									
	口座名義：(学)沖繩キリスト教学院									
現金	財務課窓口 9:00~17:00 (土日・祝日・学校休業日除く)									

奨学金等	<input type="checkbox"/> 授業料等減免区分 (I ・ II ・ III ・ IV) : 給付型 月額 _____ 円受給 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構奨学金 (一種 ・ 二種) : 月額 _____ 円受給 <input type="checkbox"/> その他 () : 月額 _____ 円受給	【お問い合わせ先】 学生課 ☎098-946-1234 <small>9:00~17:00 (土日・祝日・学校休業日除く)</small>
------	--	---

理事長	学 長	事務局長	財務課	教務課	学生課			内容説明 [] コピー配布 []
					部 長	課 長	受 付	

【学籍異動に関する細則】(学費未納による除籍)
第9条 学費の納入を怠り、督促してもなお納付しない者は除籍する。但し、経済的に就学が困難な場合は延納願により履修登録を許可することができる。延納を願い出た者については、学期開始後3ヵ月を限度として納入を猶予し、除籍処分を猶予することができる。その学期の学費を納めないときは、前学期の最終日(3月31日または9月30日)をもって除籍する。
2 その学期の学費が全額未納の場合は、前学期の最終日(3月31日または9月30日)をもって除籍とする。但し、一部学費を納入している場合の除籍日は、教授会の議を経て、学長が決定した日とする。